

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R6年度（年度末実績）				
	大区分	中区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
益子町	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	○主観的健康観は高い。 ○転倒に対する不安や物忘れが多いと感じている人の割合が高い。 ○介護が必要な状態を防ぐために教室や相談の開催が必要。	○一般介護予防事業の実施	・介護予防教室、地域の健康相談・健康教育をおこなう。 (R6) (R7) (R8) 実施回数 118 118 118 延参加者数 1380 1480 1540 ・介護予防に資する地域活動組織の育成・支援をする。 (R6) (R7) (R8) 支援団体系数 25 27 29	介護予防教室や運動教室、老人クラブや地域の健康相談・健康教育の実施。 実施回数 131 延参加者数 898 地域活動組織の育成・支援のためサロンや介護予防自主団体への運営支援を実施。 支援団体系数 22	○	健康相談・健康教育の実施回数が増えている。	健康教育・相談の実施回数は増えている。多くの方が参加できるよう各事業の周知をおこなう。又、地域活動組織に専門職を派遣して介護予防の知識の普及に努める。
益子町	①自立支援・介護予防・重度化防止	②生活支援体制整備	○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域住民やボランティア、自治会など多様な主体が、地域で助け合い、高齢者を支えていく体制づくりを推進する。	○生活支援協議体の設置 ○生活支援コーディネーターの配置	・協議体の設置 協議体設置数 R6 R7 R8 1か所 2か所 2か所 ・生活支援コーディネーター R6 R7 R8 1人 1人 1人	生活支援協議体会議を開催し、情報共有、町の課題や実情等の話し合いをおこなった。 生活支援コーディネーターが、居場所作りの相談・打診等や設置済みの地域に対してのフォローなど各地域を訪問した。	○	各地域を訪問し、相談フォローアップ等を実施することができた。	協議体、生活支援コーディネーターと協同し、地域に合わせた支えあうお互い様の地域づくりを地域とともに考え、「できることから」取り組んでいく。
益子町	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	○物忘れが多いと感じている人の割合が高い。 ○在宅介護実態調査にて現在抱えている傷病で認知症の割合が高い。	○認知症施策の推進	認知症に関する正しい知識の普及を促すため認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーターの養成や認知症ケアバスの普及・認知症カフェ・サロンの運営支援をおこなう。	認知症サポーター養成講座の実施やチームオレンジを中心に認知症カフェ・サロン、通いの場の運営支援をおこなった。	○	認知症の方も対応している通いの場の運営支援や新しく認知症カフェを設置することができた。	認知症カフェでは、元気な一般高齢者の利用が多く、利用者が固定化している様子が見られる。誰でも気軽に参加できるよう見直しをおこなっていく。また介護者同士が悩みや情報交換をできる場の設置をしいていく。
益子町	①自立支援・介護予防・重度化防止	④その他							
益子町	②介護給付適正化		○介護保険被保険者数は横ばいに推移しており、認定者数は微増、介護給付費はほぼ横ばいで推移している。 ○介護サービスを必要とする方を適正に認定した上で、利用者が真に必要なサービスを確保することで介護保険制度の信頼性を高めるとともに、費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度を構築するためにも、給付費の適正化に取り組んでいく必要がある。	○適正化主要5事業である「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との統合・縦覧点検」、「介護給付費通知」に加え、「実地指導事業」も実施する。	(R5) (R6) (R7) (R8) ・要介護認定に係る書面審査の割合(%) 100 100 100 100 ・ケアプランの点検事業所数(事業所) 0 10 12 14 ・住宅改修等の点検件数(件) 8 12 15 18 ・医療情報との統合・縦覧点検をしている割合(%) 100 100 100 100 ・実地指導実施事業所数(事業所) 0 3 6 1 ※R5は実績値、R6以降は目標値	○介護認定の適正化 要介護認定に係る認定調査の内容について書面の審査を通じて点検し、適正かつ公平な要介護認定の確保を図った。 ○住宅改修等の点検 住宅改修等を必要とする受給者の実態確認や見積書の点検、訪問調査の実施を通じて、受給者に必要な生活環境の確保、給付の適正化を図った。 ○医療情報との統合・縦覧点検 医療保険情報との統合点検、介護報酬支払情報の縦覧点検の実施を通じて、誤請求・重複請求等を排除するよう試みた。 ○介護給付費通知 受給者に介護報酬の請求及び費用の給付情報を通知することで、適切なサービスの利用と提供並びに普及啓発を図った。(4月と11月。年に2回実施) ※介護給付費通知は、R6年度で終了	○	「介護認定の適正化」、「医療情報との統合・縦覧点検」、「介護給付費通知」については、計画通り実施することができた。 ○職員の新型コロナウイルス感染症の影響等により、申請者の自宅に向いてチェックする「住宅改修等の点検」は計画値より実績値が下回ってしまった(計画値12→実績値10)。 しかしR5の実績8件と比較すると、R6の件数は増加している(R5実績8件→R6実績10件)。今後もR7.R8の目標値に向けて積極的に点検業務に取り組んでいく。 ○また今後は国民健康保険団体連合会から提供される「介護給付実績情報」を活用して介護給付適正化事業に取り組み、より一層、適正な給付を目指していく。	